主

本件控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は参加によつて生じた分を除き第四六七号事件控訴人の負担と し、参加によつて生じた分は補助参加人(第四二三号事件控訴人)の負担とする。

第四六七号事件控訴人(以下単に「控訴人」という。)の訴訟代理人(以下単に「控訴代理人」という。)および第四二三号事件控訴人(以下単に「補助参加人」という。)は、いずれもいう。)の訴訟代理人(以下単に「補助参加代理人」という。)は、いずれも「原判決を取り消す。控訴人に対し、被控訴人とは同目録(五)(六)(八)の土地上のブロツク塀および車庫を収去して右各土地を、被控訴人とは同目録(七)の土地を、被控訴人とは同(三)録日の土地上のブロツク塀および物干場を収去して右土地を、被控訴人とは同目録(一)の土地上に建築中の建物(木造二階と、在土地を、被控訴人とは同目録(一)の土地上に建築中の建物(木造二階と、被控訴人らの請求をいずれも棄却する。訴訟費用は第一、二審ともすべて被控訴人らの負担とする。」との判決ならびに第二項につき仮執行の宣言を求め、被控訴人ら訴訟代理人は主文第一項同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述ならびに証拠関係は、左記のとおり訂正・付加するほか、原判決事実欄の記載と同一であるから、これを引用する。

ー、 右事実欄の記載中に「E」とあるのはいずれも「E」の誤りにつき訂正する。

二、控訴代理人は当審証人Gの証言を援用した。

理由

ところで、本件地上権設定登記につきその登記原因とされている控訴人主張の地上権設定の合意の存否については当事者間に争いのあるところであるが、この点に関する判断はしばらく措き、かりに控訴人主張の地上権設定契約がその主張のとおり有効に成立したものとしても、当裁判所は、左記の理由により、右地上権については控訴人がこれを補助参加人から譲り受けたと主張する時期には既に消滅していたものと判断せざるを得ない。

つたん抵当権の実行を選択して競売手続が開始されたときは、右手続が競売申立の取下その他の事由によつて終了しないかぎり、債権者は条件付代物弁済を主張したいと同様に右地上権による担保目的の実行をすることができず、したがつて有続において競落許可決定が確定し競落人が代金を完納して競売不動産の所有権取得することにより右競売手続が完結した後は、もはや地上権はその目的を担保をである。けだし、同一の債権を担保をとめ抵当権と地上権とが競合的に設定された場合には、抵当権の把握する個人内容は地上権の内容たる価値をも包含するものと解することがこれを設定したの表別に合致し、これと反対に解するときは、地上権の存在が抵当権の実行後には、は当物件の競落価額を低下させて抵当権設定の趣旨といわば矛盾にる結果を生ずるわけであり、またそうでないとすれば、債権者が抵当権の実行後である。

本件において、補助参加人が昭和三六年一月三一日本件土地について共同担保たる他の土地とともに前記抵当権に基づき競売申立をなし、その後被控訴所有に基が昭和三七年七月三日本件土地を競落し、昭和三八年二月五日右競落によるでおる。昭和三八年二月五日本件土地を競落しており、昭和三八年二月五日右競落によるであるが、日本であるが、それ「日本代」とは当事者間に争いがないのであるが、それ「日本代」を表記を表示により、他に特段の事情も存むとくに抵当権の設定をあることが認められるが、のことがここには当時による事によるを表別であることはできず、また成立に争いのない甲第一九号証の公正証書であるとすることはできず、また成立に争いのない甲第一九号証の公正によりを持続によるを表別では大きにおいては、本件抵当権との関係については、これによりにはないのはいるにはないの関係における鑑定人の評価書たるのない甲第一六号のである。)。

控訴人は昭和三八年五月一八日補助参加人から本件地上権を譲り受けたと主張し、これを前提として右地上権に基づき被控訴人らに対する本訴請求に及んだものであるが、本件地上権が右控訴人の譲り受けたと主張する時期以前に既に消滅していることは前認定説示のとおりであるから、控訴人の請求は、いずれもその前提を欠くものであつて、控訴人その余の主張についての判断をまつまでもなく、失当というべきである。

次に、被控訴人Fを除くその余の被控訴人らの控訴人に対する本件地上権設定登記ならびに同移転付記登記の各抹消登記手続請求は、いずれもこれを正当として認容すべきものと判断するが、その理由についでは、以上の認定のほか原判決原本一三枚目裏三行目から同九行目までの理由説示をここに引用する(ただし、被控訴人の表示中「E」とあるのを「E」と訂正する。)。

以上のとおりであるから、控訴人の各請求を棄却し、被控訴人Fを除くその余の 被控訴人らの各請求を認容した原判決は結論において相当であり、控訴人の本件控 訴は理由がない。

よって、訴訟費用の負担につき民訴法第九五条、第八九条、第九四条に従い、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 青木義人 裁判官 高津環 裁判官 浜秀和)